

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟（大阪地裁）・第7回期日（20210423）で提出された書面です。

平成31年（ワ）第1258号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟事件

原告 原告1 外5名

被告 国

第11準備書面

（日本における異性愛規範の正当性の喪失）

2021年（令和3年）4月16日

大阪地方裁判所第11民事部合議1係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 大 畑 泰次郎

同 寺 野 朱 美

同 三 輪 晃 義

同 山 岸 克 巳

同訴訟復代理人

同 佐 藤 倫 子

同 宮 本 庸 弘

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟（大阪地裁）・第7回期日（20210423）で提出された書面です。

第1 本準備書面の目的	3
第2 明治期から第二次世界大戦までの同性愛者に対する社会的認識	4
1 男色の理想化と鶏姦規定（1870年代～1890年代）	4
2 男色の否定と異性愛規範の基盤の形成（1900年前後～1900年代） ..	5
3 同性愛の変態性欲化と異性愛規範の確立（1910～1920年代）	6
4 女性の同性愛と異性愛規範の形成	7
5 まとめ	9
第3 戦後の同性愛者に対する社会的認識の変化	10
1 1970年代：異性愛規範に抵抗の声を上げ始めたゲイとレズビアン	10
2 1980年代：H I V / A I D S 問題のもたらした影響	12
3 1990年代：府中青年の家裁判と精神医学への働きかけ	15
4 2000年代：人権課題としての取り組みの開始	17
5 2010年代：性的指向・性自認の視点を含む施策の実施	19
(1) 人権としてのS O G I	20
(2) 地方自治体による取り組み	20
(3) 国の施策	21
(4) 国会の動き	24
(5) 企業の取り組み	24
(6) 同性愛者の可視化	25
6 まとめ	25

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟（大阪地裁）・第7回期日（20210423）で提出された書面です。

第1 本準備書面の目的

同性同士の親密な関係や性愛関係、あるいはそうした関係の中で行われる性行為は、日本を含めて世界中で、歴史を通して存在してきた。そのことは、さまざまな文献や資料などからも明らかにされている。にもかかわらず、1946年の日本国憲法の制定に伴う民法および戸籍法の改正においても、同性同士の婚姻および同性カップルの権利は言及されなかった。同性同士の結びつきは、長い間人権の問題としてとらえられることはなく、それどころか、同性愛者は差別・偏見にさらされ、処罰の対象にすらされてきた。こうした背景には、異性愛を「自然」「正常」とし、同性愛を含むそれ以外の性愛を「不自然」「異常」なものとする異性愛規範がある。

ここでいう規範とは、個々人の内面の中に存在するものではなく、外在しているものであり、人々の「集合的意識」として捉えることもできる。規範は、個々人に対して命令的で強制的な力を付与されている。規範に自らの意思で従っている時には、規範が強制的な力を持つことは感知されないが、それに抵抗しようとするや否や、強制はその姿を現す。規範に従わなければ、嘲笑や反感、「忌避・排除されて当然」という態度が向けられることになるのである（甲A364・2頁）。

およそ、1946年の現行民法、戸籍法制定時には、同性間の婚姻について検討すらされた形跡はない。それは、その背景にも、この異性愛規範があり、当時の社会において、異性愛が「自然」「正常」とされていたがゆえに、婚姻は男女間の結合を前提としたものと考えられていたのである。

しかし、かかる異性愛規範は、社会や文化の影響を受けながら変容するものである。戦後60年ものあいだ、同性愛者は、自らの主体を作り

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟（大阪地裁）・第7回期日（20210423）で提出された書面です。

上げ、生活の中で日常的に生起する差別や偏見をなくすために抵抗を試み、そうした人々を周囲から支える支援者もそうした営みを支援し、当事者・支援者にかかわらず学問研究や運動を通して同性愛者に対する差別や偏見に対して変更や撤廃を迫っていった。このような動きは、まず欧米で巻き起こったが、その後、日本でも欧米の影響を受けて、社会に対する働きかけや取り組みがなされるようになった。その結果、今日では、異性愛規範はその正当性を失い、同性愛、性的指向は人権の問題として考えられるようになった。

本準備書面においては、河口和也教授の意見書（甲 A 3 6 3）及び風間孝教授、赤枝香奈子准教授の意見書（甲 A 3 6 4）に基づいて、第2において、明治期から第二次世界大戦までの日本における同性愛者に対する社会的認識を明らかにし、日本において異性愛規範がどのように生まれ、それが確立したかについて検討する。引き続き第3においては、戦後の同性愛者に対する社会的認識の変化について、海外の運動の影響を受けた同性愛者やその支援者らの社会に対する働きかけや取り組みによって、異性愛規範が見直され、正当性を失っていった過程に焦点を当てて論じる。

第2 明治期から第二次世界大戦までの同性愛者に対する社会的認識

1 男色の理想化と鶏姦規定（1870年代～1890年代）

明治前期においては、エリート層である男子学生のあいだで、年上の男性と年下の男性の間の精神的・肉体的な交流をさす「男色」を肯定する考えも根強く存在していた。当時の文学作品には、男色の利点として「智力の交換」や「大志の養成」が挙げられ、遊郭で女性と交流することを意味する女色を好む「軟派」の男子学生よりも、男色を好む「硬派」

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】
・「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟（大阪地裁）・第7回期日（20210423）で提出された書面です。

こそが学生本来の姿であるという考えが男子学生の中に存在していた
（甲 A 3 6 5・4 2 頁）。

キリスト教の影響により，男性間の性行為を「ソドミー」として犯罪とすることの多かった西洋諸国とは異なり，日本では江戸時代まで男性間の性行為は処罰されず，この考えは，明治初期の2つの刑法典である仮刑律と新律綱領にも引き継がれた。しかし，西洋からの影響を受け，1872年には鶏姦条例により，また1873年には改定律例266条の鶏姦規定により，鶏姦行為，すなわち男性間の肛門性交は犯罪とされるようになった（甲 A 3 6 6・22～25頁）。

この鶏姦規定は1882年に旧刑法の施行に伴って廃止されたものの（甲 A 3 6 6），ここに生殖につながる男女間の性行為を唯一正しい性のあり方とする異性愛規範の萌芽を見出すことができる（以上，全体につき，甲 A 3 6 4・4～6頁）。

2 男色の否定と異性愛規範の基盤の形成（1900年前後～1900年代）

1898年，「明治民法」親族編が制定され，婚姻と離婚に関する全国的に統一した形式が定められた。明治民法は，765条に「男は満17年女は満15年に至らされは婚姻を為すことを得す」と記し，婚姻が男女間で成立することを明確にした。これにより，法律上での異性愛の規範化が明確化した。また，男色の理想化の背景には，十分な教育の機会を与えられていない女性と理想的な関係を築くことは困難との考えがあったが，1899年に「高等女学校令」が公布され，教育を受けた女学生が急増すると，男子学生と女学生の交際が現実的な問題となり，雑誌等において男女学生の交際が議論されるようになった。

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】
・「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟（大阪地裁）・第7回期日（20210423）で提出された書面です。

また、1890年代に英語の love やフランス語の amour の翻訳語として「恋愛」という言葉が使われるようになると、「恋愛」は、それまでの日本で用いられていた、精神と肉体が切り分けられていない「色」という概念では表現できない、精神の交流を意味する、価値の高いものとして使われるようになった。

この「恋愛」の普及により、男女学生の交際も「恋愛」という言葉で語られるようになっていき、さらには恋愛と結婚が結びつき、「恋愛-結婚-家庭」という幸福イメージが一部のエリート層に形成されていった（甲A365・92～93頁）。

そして1900年前後になると、新聞・雑誌において、男色をひどい悪習として批判する報道が目立つようになる。その背景には、鶏姦規定の影響のほか、男女間における恋愛が結婚と結びつけられるようになったことにより、「結婚」と結びつくことが可能な異性間の関係は、同性間の関係性よりも優越していると考えられるようになったことがある

（甲A365・109～112頁）。このプロセスは、異性愛が結婚制度と結びつきながら、同性間の性愛を周縁化していったことを意味している（以上、全体につき、甲A364・6～9頁）。

3 同性愛の変態性欲化と異性愛規範の確立（1910～1920年代）

1910～1920年代には、ドイツの精神科医リヒャルト・フォン・クラフトエビングの著作 Psychopathia Sexualis（日本では「色情狂編」，「変態性欲心理」として出版）など、西洋の性科学が日本において翻訳書を通して紹介された。性科学は日本では性欲学と訳され、性欲学の書物や雑誌が次々に出版された（甲A367）。

「変態性慾論」の著者である澤田順次郎と羽太鋭治は、同性愛を「性欲本能の倒錯」「正常ならざる性欲」「不自然な性欲」であり、「一種

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】
・「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟（大阪地裁）・第7回期日（20210423）で提出された書面です。

の伝染病」として、「社会を破壊」するものとみなした（甲A368）。
このように性欲学では、同性愛は「性欲本能の倒錯」、すなわち生殖を伴わないが故に変態性欲とされたのである。

性欲学では、同性愛が病気とされ、変態性慾とされた一方で、異性同士が互いに惹かれ合う異性愛は原則とされ、ここに同性愛を病気・変態とし、異性愛を自然・原則とする規範が明確に打ち出された。

異性愛規範は、男＝能動、女＝受動との役割を明確にもっており、男を性的な主体として、女を性的な対象とみなすジェンダー規範も内包していた（甲A364・11頁）。また、性欲学では、同性愛者は異性の精神をもっているがゆえに同性に惹かれるものとされ、同性愛者は異性愛規範から逸脱するのみならず、ジェンダー規範からも逸脱した存在として認識されていた（甲A368・146～267頁）。

一方で、同性愛を「病理」として位置付け、またそうした傾向を「生まれつき」のものとみなすことにより、同性愛概念は、鶏姦概念のような行為に限定して性を捉えるのではなく、「個人の内的・精神的な性のあり方」に焦点をあわせることで、同性愛者としての自己（アイデンティティ）を生み出すことにつながった（以上、全体につき、甲A364・9～14頁）。

4 女性の同性愛と異性愛規範の形成

女性の同性愛が日本で初めて可視化されたのは20世紀に入ってからのことである。女学校では1900年代頃から、女学生同士、あるいは女教師と女学生との間に親密な関係が見られ、その関係は1911年に起きた女学校卒業生同士の心中事件が報道されることで広く知られるようになった（甲A369）。

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】
・「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟（大阪地裁）・第7回期日（20210423）で提出された書面です。

この事件をきっかけに、「男色」や「鶏姦」では表現できない女性同士の関係を含む「同性愛」というカテゴリーが成立した。

当時は、恋愛に基づいて結婚すべきという規範が広がりつつあり、また恋愛は結婚だけでなく生殖とも結びつくべきとされた（性・愛・結婚の三位一体規範）。しかし、中等教育以降は男女別学であり、男女の恋愛は危険視されていた当時において、その相手を見つけ、恋愛を経て結婚することがどの程度可能だったか考えると疑わしく、むしろ当時は、「人格と人格の結びつき」という人間関係は女性同士だからこそ可能な関係と捉えられていた。

1920年代には、女学生たちの中での同性への「熱中」がブームとなっており、それが「同性愛」として認識されていた（甲A370）。

「エス」とよばれる女学生同士の、あるいは女学校における親密な関係がたびたび新聞・雑誌記事で取り上げられており、その中には、女性同士の親密な関係を賞賛し、異性に対する愛とも、男性同性愛とも異なるものとして擁護するものがあった（甲A371）。

しかし、同性愛には「先天性（真性）」と「後天性（仮性）」の二種別があるという西洋の性科学に基づく同性愛観が日本に輸入されると、当時見られた女性同士の親密な関係に当てはめられるようになった。そして女学校時代に起きるような同性愛は一時的で模倣的なもの（「仮の同性愛」）として無害化され、それ以外の、特に大人の女性の同性愛は永続的で、より深刻なもの（「真の同性愛」）とみなされた。

そして、1930年代になると、女性同士の心中事件は、事件を猟奇的あるいは病理的とみなしたり、その当事者を「変態」視したりする様子がうかがえるようになり、1920年代に見られたような、女性の同性愛を称賛するような記事は見られなくなった。女性同士の同性愛が異性愛に比べいかに劣っているものか一方的に断定する論調や（甲A37

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟（大阪地裁）・第7回期日（20210423）で提出された書面です。

2），同性愛を「自己愛-同性愛-異性愛」という性欲心理の発達段階に位置付けた上で，同性愛の段階で止まっている者を「精神の異常傾向者」とみなしたり（甲A373），同性愛を「一種の小児病」とみなしたりする論調も見られるようになった（甲A374）。

このようにして，女性の同性愛は，異性愛の前段階である「未熟な」関係として位置付けられ，いつかは卒業し，異性愛に至るはずのものであるとされて，異性愛の自然化，絶対化を支える異性愛規範の一部となっていた（以上，全体につき，甲A364・15～30頁）。

5 まとめ

明治から大正時代という時の経過とともに，男色は，理想とされる関係から非難の対象となっていき，大正時代の性欲学の時代には，（男性）同性愛は変態性欲とされた。同性愛が変態性欲とされた根拠は，異性愛は生殖を伴い，ジェンダー規範を内包するとされた一方で，同性愛は生殖をとまなわず，ジェンダー規範から逸脱したものであるとされたからであり，その結果，人の性のあり方として異性愛が原則であるという異性愛規範が確立した。

男性の同性愛が，異性愛ではない「変態性欲」として否定されることで，異性愛の外部へと置かれたのに対し，女性の同性愛は，一对の男女による平等な人格と人格の結びつきという異性愛がまだ理念的なもので，一部の人々にとってのみ実践可能なものであったこの時代，やがて異性愛へと至る「愛情」の現れとみなされ，異性愛の内部へと取り込まれた。

つまり，男性の同性愛は，異性愛ではないものとして，女性の同性愛は，異性愛に至るものとして，異性愛を自然で正しいものとする異性愛規範を構成する重要な一部と位置付けられることとなった。

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】
・「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟（大阪地裁）・第7回期日（20210423）で提出された書面です。

こうした同性愛観は、戦前・戦後で切れ目があるわけではなく、むしろ連続的であった。

以上からわかるように、1946年当時の日本における憲法や民法、戸籍法の起草の議論において、同性カップルの権利について議論すらされなかったのは、当時の日本社会の中に、同性愛を変態性欲、すなわち病理と見なすとともに、思春期の過渡的段階と見なし、異性愛のみを自然なあり方とする異性愛規範が社会全体に及んでいたからである。さらに、結婚を生殖と結びつける人々の強固な意識のために、同性カップルを家族として考えることを困難にしたためであるといえよう。そしてこの異性愛規範が憲法制定や民法改正にかかわる専門家・学者や国会議員に共有されていたために（※風間ら意見書（甲A364）の終章（63～64頁）では、中川善之助と我妻榮の婚姻観及び同性婚を「変態関係」とする等の言及を紹介している。）、同性間の共同生活の関係が法的保護を検討し論ずべき対象として議論の俎上にすら上らない状況を生み出し、また一般国民からもそのことについて批判や疑問の声があがらない状況を作り出したのである（以上、全体につき甲A364・31～35頁）。

第3 戦後の同性愛者に対する社会的認識の変化

1 1970年代：異性愛規範に抵抗の声を上げ始めたゲイとレズビアン

欧米において同性愛者は第二次世界大戦後に徐々に公共の場所に姿を現すようになり、1960年代後半以降は、自らの人権を求める社会運動を活発化させた。

アメリカでは、1940年代から同性愛者たちは自助グループなどの組織化を始め、1950年代になると、ホモファイル運動と呼ばれる異

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟（大阪地裁）・第7回期日（20210423）で提出された書面です。

性愛との明確な違いを主張するのではなく、異性愛社会に同調しつつ、そのなかで自分たちの存在を受容してもらうことを目指した運動を展開した。しかし1970年代になると、ホモファイル運動の同化主義的な路線とは異なり、異性愛者との明確な違いや同性愛者のアイデンティティを主張するような運動展開にその方向性が変化した。そうした変化を表す象徴的な出来事が、1969年6月に発生した「ストーンウォール・インの暴動」である。これは、性的マイノリティの集まるバーが、再三再四にわたり警察の手入れを甘んじて受けてきたなかで、性的マイノリティの客たちが初めて抵抗を試みたという事件である。この暴動をきっかけに、翌年からニューヨークでプライド・パレードが始まり、各地に広がっていった。以後、同性愛者としてのアイデンティティ確立と可視化を中心とした権利獲得運動が展開されるようになる（甲A363・17～21頁，甲A375・376～379頁）。

他方、日本では、1945年以降も、同性愛者が公共の場所に姿を現す機会は限られており、同性愛者として生きようとする者は故郷を追われて、沈黙を強いられてきた。

しかし、1970年代前半になると、同性愛者として自らのセクシュアリティを公言するカミングアウトを行い、同性愛者の可視化を主張し始めるゲイ男性も現れた。1971年に、同性愛者であることを明らかにし、参議院選挙に全国区から立候補した東郷健は、同性愛者と異性愛者に対して、同性愛を異常とし異性愛を正常とする異性愛規範から解放されることを求めるとともに、同性愛者に対しては自らの性的アイデンティティを受け入れて生きていくことを求めた。

1970年代末には、深夜のラジオ番組にアーティストの大塚隆史が出演して、ゲイであることを公言している。大塚の行動に刺激を受け、1960年代末に活発になったアメリカのゲイ解放運動の情報を収集し

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】
・「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟（大阪地裁）・第7回期日（20210423）で提出された書面です。

ながら、活動を始めるグループも出現するようになった（甲A376・105～106頁）。

1970年代後半になると、自らをレズビアン・フェミニストと呼ぶ女性たちが相次いでミニコミ誌を発行し、自らの声を発信するようになった。1970年代までのメディアに登場するレズビアンは、異性愛男性の性欲を満足させるために、レズビアンは性に「奔放」であるというイメージを伴って描かれていた。「レズビアン・フェミニズム」とは、異性愛規範を女性抑圧の根源と見なし、その変革を「女同士の関係性」に託す思想と実践であるが、レズビアン・フェミニストたちは、このようなステレオタイプ化されたイメージとはまったく異なるレズビアン・アイデンティティを模索し、異性愛規範を、同性愛を排除するものとして批判するだけでなく、女性をジェンダー役割のなかに押し込め不自由を強いるものとして問題化した（甲A377。以上、全体につき、甲A364・38～41頁）。

2 1980年代：HIV/AIDS問題のもたらした影響

1980年代前半、世界ではHIV/AIDS（後天性免疫不全症候群）という病気は、（男性）同性愛と強く結びつけられ、HIV/AIDS以前からの同性愛に対する偏見は実際の「死」と関連付けられたために、それはいっそう強いものとなった。「AIDS＝ゲイ」というような語り方が社会のなかに広がり、HIV/AIDSという病気は、いわゆる「ゲイ化」された。

こうして偏見や差別が強まる中、ゲイ男性たちは家族や親せきから疎まれ、悪い時には家族や親族から追放されるということもあった。また、職場では感染者や患者であるということで、解雇されるということも起きた。

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】
・「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟（大阪地裁）・第7回期日（20210423）で提出された書面です。

アメリカでは、当時の大統領であったロナルド・レーガンが、H I V / A I D S に対する政策をほとんど行っていなかったため、アメリカのゲイたちはコミュニティを自衛する必要性に迫られ、健康を守るための組織化をとおして、自助組織や支援グループを作ることで対処していた。同性愛嫌悪や偏見・差別のために、A I D S を罹患しても、生まれた家族からのケアや支援を受けることは非常に難しく、同性愛者の友人やコミュニティの支援組織に助けを求めるしかなかった。また、パートナー関係にある者にとっては、その関係が社会や州政府から承認されていないものであったので、その関係性は「赤の他人」としかみなされなかった。パートナー関係のなかでは、パートナーが入院したり、亡くなったりしたら、看病やケア・相続権や居住権・遺言や葬儀などをめぐって、様々な「家族」問題が噴出することとなった（甲 A 3 6 3 ・ 2 7 ~ 3 1 頁，甲 A 3 7 8）。

日本においても、H I V / A I D S をきっかけにしたホモフォビア（同性愛嫌悪）は顕在化していった。例えば、A I D S 第一号患者は血友病患者であったが、厚生省（当時）は、この患者をあえて A I D S と認定せず、日本に一時帰国中のアメリカ在住のゲイの男性芸術家を日本における A I D S 第一号患者として発表した（甲 A 3 7 9）。

また、1985年に作られた厚生省・エイズサーベイランス委員会の感染経路別分類は、異性間性的接触／男性同性愛／麻薬の濫用／母子感染／血液製剤の5つからなっていたが、男性同性愛が性的アイデンティティであるのに対して、残りの4つは行為を示している。このように、男性同性愛の性的指向やアイデンティティを感染原因と扱うような表記が無造作になされ、それが続けられた事実は、同性愛のアイデンティティを、エイズという「疾病」と結びつける差別的な意識が潜在していたことを示している（甲 A 3 8 0 参照）。

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】
・「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟（大阪地裁）・第7回期日（20210423）で提出された書面です。

さらに厚生省は、1985年に、男性同性愛者をはじめとするリスク・グループを献血から除外することを決定した。そのため、献血時の問診に「男性同性愛者かどうか」を問う項目が含まれることになったが、同性と性行為をしたことがなくても、男性同性愛のアイデンティティを持つ者を献血から排除するこの問診は、エイズサーベイランス委員会による感染経路別分類と同様に、男性同性愛者のアイデンティティをHIV感染の原因と結びつける思考に基づいている。

HIV/AIDSを男性同性愛者の病気とする偏見に抗議し、またこうした社会の固定観念によって不安を感じ、パニックを起こした男性同性愛者をサポートするために、東京では、1984年に南定四郎によって「IGA日本」が、1986年には「動くゲイとレズビアンの会」が結成され、札幌や名古屋、大阪でも団体が組織されている（甲A376・107頁）。

IGA日本は、前述のように献血時の問診に「男性同性愛者かどうか」を問う項目が含まれていたことに対して、同性愛者に対する社会の差別を助長するとして見直しを求めた。また1987年3月に国会にHIV感染の拡大防止を目的とするエイズ予防法案が上程されると、動くゲイとレズビアンの会をはじめとする同性愛者団体は、この法案について、同性愛者への管理につながり、また感染者や患者を保護すべき対象としてではなく、いまだ感染していない人へのリスクとして認識するものであるとして、反対の意思を表明した。

以上のように、日本においてHIV/エイズは同性愛者への偏見を顕在化させ、排除をもたらしたが、その根底には異性愛規範に基づいて、同性愛を病理や異常と見なす認識があった。これに対し、偏見・差別に苦しんだ同性愛者は、自らの置かれている状況を認識し、政治的な行動を始め、公的な領域で自らの人権を主張するようになった。HIV/エ

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】
・「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟（大阪地裁）・第7回期日（20210423）で提出された書面です。

イズは同性愛者の排除をもたらした異性愛規範への異議申立の契機にもなったのである（以上、全体につき、甲A364・41～43頁）。

3 1990年代：府中青年の家裁判と精神医学への働きかけ

アメリカでは、1970年代初頭には、同性愛を精神疾患とみなしていた精神医学界への働きかけが行われ、同性愛の脱病理化が進められた。同性愛等の当事者らは、同性愛を病理とし、治療の対象とする抑圧的な医療モデルを強く批判する戦略をとった。その中で、同性愛者に押し付けられた「病気」という名称を取り除くように主張して、4年間にわたる激しい論争と対話の後に、1973年、アメリカ精神医学会は、投票により同性愛を精神疾患の診断マニュアル（DSM）から削除することを決定した。1975年にはアメリカ心理学会も同様の決議を採択した（甲A363・21～22頁、甲A375・379～389頁）。

ところが日本においては、1990年代になっても、未だ同性愛を異常・倒錯とする認識が主流であり、上記のような変化自体がほとんど紹介されていなかった。1990年の時点では、日本の代表的な国語辞典である「広辞苑」の「同性愛」の項目に「異常性欲の一種」と記載され（甲A25）、また文部省（当時）の「生徒の問題行動に関する基礎資料（中学校・高等学校編）」には、同性愛は倒錯型性非行とされ、「社会道徳に反し・・・是認めらるるものではない」と記載され（甲A26）、「イミダス」では同性愛は「強迫的で反復的な性行動を行う」と記されていた。

1991年に提訴された府中青年の家事件は、動くゲイとレズビアンの会が、府中青年の家の利用申請を行ったのに対し、東京都教育委員会が不承認処分とする決定を下したことに對して、東京都の処分が違法であるとして、提訴されたものであるが、東京都は、動くゲイとレズビア

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟（大阪地裁）・第7回期日（20210423）で提出された書面です。

ンの会の青年の家利用を拒絶するにあたり、これら文部省指導資料や「広辞苑」，「イミダス」などに同性愛が異常とされていることを根拠としてあげていた（甲A376・62～71頁）。

この事件の第1審判決（東京地判平成6年3月30日・甲A4）は、冒頭に「同性愛，同性愛者について」という項を設け、「同性愛は，人間が有する性的指向（sexual orientation）の一つであって，性的意識が同性に向かうものであり，異性愛とは，性的意識が異性に向かうものである」と述べ，同性愛と異性愛をいずれも人の性的指向の一つとし，人間の性のあり方として平等であることを判示した。

控訴審で東京都は，1990年当時の状況では利用拒絶はやむを得なかったと主張したが，判決（東京高判平成9年9月16日・甲A51）は「一般国民はともかくとして，都教育委員会を含む行政当局としては，その職務をおこなうについて，少数者である同性愛者をも視野に入れた，肌理の細かな配慮が必要であり，同性愛者の権利，利益を十分に擁護することが要請されているものというべきであって，無関心であったり知識がないということは公権力の行使に当たる者として許され得ない」と述べた。

この裁判と並行して，動くゲイとレズビアンの会は，日本精神神経学会，および日本精神科診断学会あてに，同性愛についての見解を問う質問状を1993年3月に送付した。最終的に日本精神神経学会は，1995年1月，厚生省が同月に世界保健機関（WHO）の発行する疾病分類「ICD-10」（甲A29，甲A30）を政府の公式の疾病分類として採用したことをもって，同学会もこれを採用すること，この疾病分類に「性的指向は障害とみなされない」との規定があるため，学会としてこれを尊重することを明らかにした（甲A381）。

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】
・「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟（大阪地裁）・第7回期日（20210423）で提出された書面です。

府中青年の家事件の判決において同性愛と異性愛が同等の性的指向として位置づけられ、同性愛者の人権が判決の中に明確に位置づけられたこと、そして、日本精神神経学会による同性愛を疾病とも障害ともみなさないとの宣言は、大正期以来の同性愛の病理化が正式に否定されたことを意味すると同時に、日本の精神医学における異性愛規範の見直しを示している。また、府中青年の家事件の判決において同性愛が性的指向のひとつとして位置づけられたことは、司法における異性愛規範の見直しを示していると言える。同性愛と異性愛を同等の性的指向とみなしたうえで、同性愛者に公共施設を利用する権利を認めた同裁判の判決は、同性愛者という性的アイデンティティと、それにもとづく権利を承認するとともに、司法において異性愛規範が見直され始めたことを示している（以上、全体につき、甲A364・43～47頁）。

4 2000年代：人権課題としての取り組みの開始

府中青年の家事件判決において同性愛者の権利、利益を擁護することが行政の責務とされ、また日本精神神経学会が同性愛を性的逸脱とみなさないと宣言したことは、2000年代以降、行政当局が同性愛者を含む性的マイノリティをめぐる人権課題に取り組む基盤となった。

まず、1999年に制定された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（甲A382）は、前文において青少年、外国人、同性愛者、性産業従事者および利用者が「個別施策層」として位置づけられ、同性愛者は、個別施策層の他の集団とともに「人権や社会的背景に最大限配慮したきめ細かく効果的な施策を追加的に実施することが重要である」と位置づけられた。

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】
・「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟（大阪地裁）・第7回期日（20210423）で提出された書面です。

次に、2000年に制定された「人権教育および人権啓発の推進に関する法律」に基づいて「人権教育・啓発に関する基本計画」（甲A57）が策定されるにあたって、府中青年の家事件の原告であった、動くゲイとレズビアンの会に対して法務省によりヒアリングが行われ、その結果、「基本計画」の「(12) その他」において、「同性愛者への差別といった性的指向に係る問題」が「その解決に資する施策の検討を行う」ものとして明記され、人権教育の課題として公的に位置づけられた。

こうした国の変化は、地方自治体にも波及し、2003年の「福岡県人権教育・啓発基本指針」を嚆矢として、性的マイノリティの人権擁護のための取り組みが自治体レベルでも開始された（甲A67）。

また2000年を前後して、日本でも性的マイノリティの間で同性パートナーシップをめぐる議論が開始されている。その契機は、欧米を中心として同性カップルの権利保障が進展したことや、そのことが社会的な争点となったことである。

登録パートナーシップは、1989年にデンマークで国家レベルでの制度が開始され、2001年になると、オランダが異性同士の結婚と同等の同性同士の婚姻を認めるようになった。アメリカでは、1993年、ハワイ州最高裁判所が、同性愛者に対して結婚を禁止することはハワイ州憲法の平等権修正条項に違反していると推定され、原告の同性婚の権利を否定することに「やむをえない州の事情」が存在するかどうかを明確にするため、当該案件を予審法廷に差し戻すという歴史的な判決を下した。

しかし、このことは同性婚反対派の危機感を強め、1996年には、連邦議会で結婚防衛法が成立し、連邦法における結婚の定義は一人の男性と一人の女性の結合のことであると再規定され、また他州で行われた同性婚についてはいかなる州も「十分な信頼と信用」をもって扱う必要

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟（大阪地裁）・第7回期日（20210423）で提出された書面です。

がなくなった。また、この年には、15州の州議会が州レベルの婚姻防衛法を可決した（甲A363・40～41頁，甲A383）。

こうした海外の動きを受けて、日本でも性的マイノリティ当事者が中心になって、同性パートナーシップについて検討するための雑誌や書籍が1990年代末から2000年代にかけて刊行され、同性パートナーの法的保障を考えるシンポジウムやトーク企画も開催されるようになった。

日本において同性パートナーシップをめぐる議論が開始された、もうひとつの背景として、1990年代以降、異性愛規範の見直しに伴う同性愛を含む性の多様性を肯定する雰囲気醸成とともに、性的マイノリティのアイデンティティを育む場所の広がりにより、同性愛者が自らのライフスタイルを取り巻く課題に意識を向けるようになった点をあげることができる。そのなかで同性カップルが直面する問題に対してパートナーシップ制度や同性婚を通じて解決する道が模索されるようになったのである（以上、全体につき、甲A364・47～51頁）。

5 2010年代：性的指向・性自認の視点を含む施策の実施

2010年代に入ってしばらくの間は、2000年代に始まったジェンダー平等政策への批判の高まりのなかで同性愛者を含む性的マイノリティに関する施策は停滞を続けた。しかし、2010年代半ば以降、性的マイノリティ当事者の働きかけと、性的マイノリティの人権保障の世界的な進展を背景に、地方自治体や省庁、企業において、性的マイノリティの人権擁護に向けた取り組みが積極的に行われるようになった。

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】
・「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟（大阪地裁）・第7回期日（20210423）で提出された書面です。

(1) 人権としてのSOGI

2011年6月、国連人権理事会は、性的マイノリティを人権享有主体として確認する「人権と性的指向・性自認（SOGI）」決議を採択した（甲A34の2）。この「SOGI」とは、いわゆる性的マイノリティという少数派の権利のみを指示するのではなく、異性愛／シスジェンダー（生まれたときの性別／戸籍上の性別が性自認と一致している人）をも射程に入れた考え方であり、すべての人権享有主体に関わる事項であるという認識をもつ用語として広まったものである。

SOGIをめぐる問題については、2000年以降にすでに多くの国家報告制度のなかでも取り上げられるようになっており、2010年以降は条約機関の一般的意見や一般的勧告でも積極的に取り上げられるようになってきた。

(2) 地方自治体による取り組み

2015年11月、東京都渋谷区と世田谷区で、同性カップルに対して、二人のパートナーシップを承認し、自治体独自の証明書を発行する制度が始まった（甲A75～77）。両区の取り組み以後、自治体における同性カップルに対する同性パートナーシップ認証の取り組みは、2021年4月1日現在、100をこえる自治体にまで広がっており、パートナー制度をもつ自治体人口の総計は日本人口の相当な割合に及んでいる。自治体によるパートナーシップ証明は、同性カップルに法的権利を与えるものではないが、同性カップルの存在を可視化し、その公的承認を通じて、同性愛を始め性的マイノリティへの偏見や差別を取り除くという重要な意義がある。

地方自治体の取り組みは、パートナーシップ制度にとどまらず、2016年にすべての自治体を対象に行われた、性的指向・性自認に関する

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】
・「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟（大阪地裁）・第7回期日（20210423）で提出された書面です。

施策についての調査では、性的指向・性自認に関する直接的な言及が条例にあると答えた自治体は27件（3.1%）であり、計画等にあると答えた自治体は188件（23.2%）であった（甲A67）。

例えば、2018年4月には、東京都国立市が全国で初めて、性的指向や性自認を本人の了解なく第三者に暴露する「アウティング」の禁止を盛り込んだ「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」（甲A73）を施行した。また2021年3月には、三重県は、自民党を含む全会一致で「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」を制定した。2018年10月には、差別の禁止と多様性の尊重を謳う五輪憲章の理念を都民に浸透させ「人権都市・東京」を実現するため、性自認や性的指向を理由とする差別の禁止や人種・民族差別の禁止を盛り込んだ「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」（甲A74）が、東京都議会で可決・成立している。この他の自治体の取り組みとしては、自治体として性的マイノリティに対して支援・配慮をすることを宣言するもの（豊明市、関市、那覇市、大阪市淀川区など）がある。

(3) 国の施策

2010年代は、2002年に策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえて、国においても性的指向や性自認の視点を含む取り組みがより広範囲に実施されるようになった。

ア 男女共同参画

男女共同参画社会基本法に基づいて制定された、第3次男女共同参画基本計画（2010年）、そして第4次男女共同参画基本計画（2015年）には、女性の中にも性的指向や性同一性障害を理

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟（大阪地裁）・第7回期日（20210423）で提出された書面です。

由として困難な状況に置かれている場合が想定され、教育・啓発、調査救済の取組を進めることが明記されている。

イ 自殺及びいじめの防止

自殺対策基本法（2006年）にもとづき、2012年に閣議決定された自殺総合対策大綱（甲A46）には「自殺念慮の割合が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、教職員の理解を促進する」必要性が記されている。また、2017年にいじめ防止対策推進法（2013年）に基づいて制定された、「いじめ防止等のための基本的な方針」（甲A384）には「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する」ことが述べられている（甲A384・別添2の3頁）。

ウ 教育

2010年に文部科学省は性同一性障害のある子どもへの配慮を求めた「児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について（通知）」（甲A385）を各教育委員会に出している。2015年には、上述した自殺およびいじめ防止についての施策が定められたことを受けて、文部科学省は「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」（甲A386）という通知を発出している。そこには、性同一性障害に係る児童生徒への学校での支援体制や医療機関、保護者、教育機関との連携とともに、いじめや差別を許さない適切な生徒指導や人権教育を推進すること、そして性同一性障害および同性愛者等の性的マイノリティの児童生徒が相談しやすい環境を整備する必要性が記されている。なお文部

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】
・「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟（大阪地裁）・第7回期日（20210423）で提出された書面です。

科学省は、2016年に「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」（甲A387）という教員向け周知資料を出している。また大学に対しては、学生支援機構が「大学等における性的指向・性自認の多様な在り方の理解増進に向けて」（甲A388）という冊子を発行している。

エ ハラスメントの防止

2013年に男女雇用機会均等法に基づくセクシュアル・ハラスメント指針が改正され「セクシュアル・ハラスメントには、同性に対するものも含まれる」ことが明記された（甲A389）。これにより、同性間（女性同士や男性同士）でも、職場における労働者の意に反する性的言動はセクシュアル・ハラスメントになるように修正された。2016年のセクシュアル・ハラスメント指針の改正では、「被害を受けたものの性的指向や性自認にかかわらず、本指針の対象となる」と記された（甲A390）。これにより、性的指向・性自認によって労働条件について不利益を受け、就業環境が害されたときはセクシュアル・ハラスメントになり得ることが明確化された。また、2020年6月1日より労働施策総合推進法が施行され、これに基づき、「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（甲A302）が策定され、パワーハラスメントに、「相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を行うこと」や、「労働者の性的指向・性自認について、当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露すること」も含まれることになった。

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】
・「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟（大阪地裁）・第7回期日（20210423）で提出された書面です。

(4) 国会の動き

2015年3月に超党派の「LGBTに関する課題から考える議員連盟」が創設され、翌年5月には民進党が行政機関および事業者における性的指向又は性自認を理由とする差別的取り扱いの禁止を求める「性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案」を国会に提出した。2016年5月、自民党は「性的指向・性自認の多様なあり方を受容する社会を目指すための我が党の基本的な考え方」（2016年5月）を発行した。現在も、与野党間で議論が続けられており、近く、具体的な立法も予測される場所である。

また、原告ら第1準備書面5頁でも触れたように、2019年6月3日、立憲民主党など野党3党は、同性婚を可能とするために必要な婚姻の平等を実現するための民法改正案（婚姻平等法案）を国会に提出している（甲A135）。

(5) 企業の取り組み

国際社会において性的マイノリティの権利への関心が高まるなかで、取り組みに先鞭をつけたのはグローバル化した世界で事業を展開する企業であった。そしてその取り組みは、現在、グローバル企業を超えて拡大している。

「CSR企業総覧」においてLGBTに対する基本方針があると回答した企業は2016年度版（甲A391）においては13.1%（173社）であったが、2020年度版（甲A392）では33.8%（364社）へと20ポイント増加している。企業の取り組みにおける代表的なものとして、性的マイノリティの権利尊重に関する社内研修の実施、同性カップルに対する結婚お祝い金などの福利厚生への適用、採用面

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟（大阪地裁）・第7回期日（20210423）で提出された書面です。

接での服装の柔軟化，トランスジェンダーに対する通称使用やトイレやロッカーの使用の柔軟な対応などをあげることができる（甲A94）。

(6) 同性愛者の可視化

同性愛者の側から，自分たちの存在を可視化させ，社会の中にたしかに「いる」ことをアピールするようなパレードを中心とするプライド・イベントは1990年代より開催されているが，2010年代に入ってその規模は一層拡大している。

1994年8月，日本で初めて開催された「第1回東京レズビアン・ゲイ・パレード」の参加者は1100名であったが，2000年8月に開催された「東京レズビアン&ゲイ・パレード2000」は，パレード参加者が2000人，イベント全体の参加者は2500人であった。そしてこの東京のパレードは，2011年からは任意団体「東京レインボープライド」により運営されているが，参加人数は「東京レインボープライド2012」の4500人から，2019年には，パレードと関連イベントであるレインボーウィーク参加者も含め，20万4000人という規模にまで増加している。

このようなプライド・パレードは，東京のみならず，札幌，仙台，名古屋，大阪，福岡などの地方の中核都市，さらには，これまで閉鎖的と言われ実施が難しいと思われていた青森，秋田，盛岡，丸亀，熊本，宮崎などの地方の中小都市においても行われるようになってきている（以上，全体につき，甲A364・51～60頁）。

6 まとめ

第2の5において，現行民法，戸籍法が制定された1946年の時点で，同性カップルの権利について議論されなかった背景として，同性愛

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟（大阪地裁）・第7回期日（20210423）で提出された書面です。

を変態性欲，すなわち（男性）同性愛を病理化し，女性同性愛を異性愛に至る過渡的形態とする異性愛規範の存在があったことを指摘したが，こうした異性愛規範は，1990年代に日本の精神医学そして府中青年の家事件判決において，その正当性を明確に否定された。

2000年代は，異性愛規範の正当性を否定した府中青年の家事件判決が基盤となり，省庁や地方自治体を含む行政において同性愛者の人権擁護の取り組みが始まった。行政においても異性愛規範が見直され出したといえる。

2010年代は，2015年に日本で初めて同性パートナーシップ証明書を交付した渋谷区の取り組みを契機として，性的マイノリティの人権擁護の取り組みが，省庁や地方自治体に加えて，国会，さらには企業にまで波及した。また，異性愛規範の見直しと連動する形で，同性愛者の可視化が進展するとともに，同性愛者の間で同性パートナーをもち，同居するライフスタイルも広がっていった。そのなかで同性カップルが直面する問題に対してパートナーシップ制度や同性婚をつうじて解決する道が模索されるようになった。さらに，異性愛規範の見直しは，同性カップルの権利保障についての人々の意識にも波及し，2010年代に実施された複数の意識調査の結果が示すように，同性婚を肯定する方向に確実に進んでいる（2015年，2017年，2019年の各調査参照（甲A364・59～60頁））。

こうした異性愛規範の見直し，同性婚についての意識の変容をもたらした特に1970年代以降の社会・文化構造の変化は，①ジェンダー規範のゆらぎ，②生殖からの性行為の分離，③親密性の重視，の3つに整理することができる（甲A364・67～70頁）。

以上のとおり，1946年の時点における同性間パートナーシップの権利保障や同性婚を議論の対象とすらしなかった背景としての異性愛規

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟（大阪地裁）・第7回期日（20210423）で提出された書面です。

範は，社会・文化構造の変容を経て，現在では完全にその正当性を失っており，このことは，異性カップルのみを権利保障の対象とする根拠もまた失効していることを意味している。

したがって，異性カップルにのみ婚姻を認めた現行民法，戸籍法の立法事実は，現在では完全に失われたものというべきである（以上，全体につき甲A364・58～70頁）。

以上